

〈論文〉

## こども会の歩みとその変容

### ——地域社会と密接に関連した特別活動(校外活動)——

菱村 寿夫

特別活動という四文字ほど、教育活動の中で幅広い領域はない。学校の内外を問わず、個人から集団まで規模の大小にも縛られず、学校行事・学年学級行事・ホームルームは勿論のことクラブ・部活動などの課外活動は衆目の知るところだが、レクリエーション活動や各種ボランティア、地域の文化的催しや体育的行事をも包括する場合が多い。

私も現在地に居を構えて45年になるが、今ではそれぞれ二児の父になっている息子たちが幼稚園児だったころから、孫たちが小学生のうちまで、約38年間私の妻が地域こども会の世話役や婦人部のまとめ役をしていた関係で、男手が必要な時はいつも駆り出されてきた。現在では四町内会合同で開催している「こども盆おどり大会」も、25年以上は単一町内会で運営していたので、櫓の設営から電灯の配線、飾りつけに至る力仕事は、数名の男性陣の役割である。おどりの指導や景品の準備と配布は女性陣の分担になる。このほか区の少年野球大会への参加、市営キャンプ場や海水浴場での野外宿泊、町内児童公園でのミニキャンプとバーベキューパーティ、ミニ運動会、クリスマスパーティ、かるた大会、夏休みのラジオ体操会など、こども会の行事だけでも十指に余る。企画から後始末まで中心になって進めてきた家内の労苦には、頭を下げざるを得ない。上記のように、地域こども会の行事の大部分は学校の休暇中が多く、熱心な先生が校外指導にこられることもある。世話する父母の立場からは、「天気8割」の言葉どおり、天候に恵まれ、事故もなく、参加したこどもたちが仲良く楽しんでくれたなら、満足であり、次回もとなる。

このような「こども会」の活動も地域の年配者から長い年月にわたって受け継がれてきたケースが多く、国家統制の色彩が強かった太平洋戦争中は別として、かなり古い時代からむら社会など地域の庶民の組織として、伝統文化の継承などに重要な役割を果たしてきた「組」「仲間」がある。この際、すこし逆上って調べてみたい。

一口に「こども会」といっても、成立過程や目的・時代背景によって、その形態も内容

も異なる。地域の慣習行事や祭礼などにみられる集団的なこどもの役割を考えると、その歴史は中世以前まで逆上るであろうし、意図的・無意識的を問わず、生活訓練や遊びのための集団形成はもとより、郷土の伝統的行事や芸能などの継承まで視点を広げると、江戸時代の「子ども組」などはその典型的事例であろう。これは、むら社会に受け継がれてきた異年齢集団の一種で、一般には地域社会の遊び仲間だが、行事や祭礼に際しては特に団結して活動し、年長者を中心に自主的に運営する習慣を受け継いできた地域社会の伝統的な教育手段でもあったといえよう。この場合、おとなは直接関与せず、子どもたちの自主的活動を見守り、経済面などの側面的支援に止まっていた。地域によっては、「こども連」「亥の子組」「小屋仲間」「おんべ仲間」「さいのかみ（道祖神）仲間」など種々の呼称も使われ、この年長者集団が成年への通過儀礼を経て「若者組」「娘組」となる。年長者が年少者を指導統率する「こども組」では、貧富の差や家柄・身分の相違には支配されることはなく、その年中行事も「どんど焼き」「三九郎焼き」「左義長」などとよばれる正月の火祭りをはじめ、「鳥追い」「もぐらうち」「盆行事」「天神さま（祭）」など地域（郷土）性・伝統性の強いものが多くみられる。性別もはっきり分けられ、女兒中心の「雛祭り（桃の節句）」や男児の「端午の節句」は典型的事例であろう。どちらかといえば、女兒よりも男児のほうが集団的結束力が強く、組織化されていたといえよう。いずれにしても、子ども組は社会の構成員としての社会性を形成させるために、こどもの集団活動や遊びを媒体にして発達し、やがては郷土芸能など地域文化の担い手（継承者）の育成という文化的役割までも受け継ぐことになる。本来は①親や大人からの自立の援助、②こども社会のルールの体得、③年長者への尊敬と服従や年少者の保護・指導が主体的役割であったが、④知識・技能や郷土文化の伝承などといった教育的役割の比重が増してきた。しかし、近世の村落社会を中心に発達・継承されてきた「こども組」は、明治の学校教育の開始によって解体し始める。同一年齢集団の教育を主体とする学校教育と相容れない部分が排除されたり、学校の集団的生徒管理・生活指導や放課後のクラブ・部活動の普及によって異年齢集団の形態は様変わりする。さらに、高度経済成長期（1960年代）以降は高学歴社会を生み出し、塾通いなどが多く見受けられ、学校の内外を問わずこどもの自律的・自治的な異年齢集団は著しく衰退していく。この事実、学校教育はもちろん家庭教育、社会教育にも大きな影響を及ぼしており、その機能回復をどう図るかは現代社会の重要課題といっても過言ではない。特に都市部に於ける校外指導は、組織的な活動が制約され、校区間の関係や町内会など地域組織との連携が難しく、「こども組」の本質を受け継いできた「こども会」の役割を分担するこどもの地域自治集団は衰退していく。

以上に述べた「こども組」の長い伝統を「こども会」は継承してきたが、各種の学習・

文化・芸能活動をはじめ、スポーツ、レクリエーション、ボランティア（奉仕）活動などを行うこどもたちの地域集団として意図的・無意識的組織も、明治、大正、昭和の時代推移の中で分裂・統合を繰り返し、現代では①地域的・伝統的こども会と、②意図的・目的的少年団体とに2大別される。前者は「こども組」からの流れを変形させて、地域の町内会や自治会に付随する団体として活動し、①年長者はリーダーシップ（指導力）が身につく、構成員も協調性が養われる。②青少年非行の増加など社会病理現象への予防対策にも役立つ。という教育的機能もあるため、父母・住民など大人がその育成に係わってくるようになる。俗にいう、大人による囲いこみである。こうして後者が誕生する。大正時代にはボーイ・スカウトやガール・スカウトの前身といわれる東京少年団と日本女子補導団が結成され、キリスト教など宗教団体の日曜学校が活発化し、異色の事例では農民運動や部落解放運動の中にもこどもの組織化がみられる。昭和7年（1932年）文部省は「児童生徒ニ対スル校外生活指導ニ関スル件」という訓令を発して学校少年団の結成を促し、太平洋戦争直前の昭和16年（1941年）には、全ての青少年団体は大日本青少年団に統合された。国家による囲い込みであり、こどもの活動の国家統制・一元化の第一歩である。戦時中は学校教育に組み込まれた校外分団の組織化や防空・防災を中心とする隣組の一員として自律性・自治制と程遠いこどもの活動を強いられることになる。戦後、戦災孤児などを保護したり、荒廃した社会環境の中でこどもを守り育てるために「こども会」は復活する。

昭和21年（1946年）地方長官・知事・専門学校長に「児童愛護班結成に関する件」という文部省令が出され、こどもの保護育成・不良化防止に努めるよう指示している。これに対応して厚生省・警察庁も専門部局を設けたり対策に乗り出している。東京都教育委員会などによる「巡回こども会」や「緑陰こども会」がその典型的事例であり、G.H.Q.（占領軍）による指導者講習会なども国内各地で実施された。昭和38年（1963年）には、全国少年団体指導者連絡協議会が結成され、翌39年（1964年）全国子ども会連合会が任意団体としてスタートし、昭和40年社団法人全国子ども会連合会として認可されている。

昭和62年（1987年）10月現在、単位こども会数14万7724、会員数739万0432、指導者数123万2524、小学生の約7割、小中学校在籍数の約50%がこども会に参加しているというデータがある。現状を分析してみると、その形態が①すべてこどもの手で運営されているこども会、②大人が何らかの形で関与しているこども会に分類されるであろうし、後者の場合は形態も活動内容も多様化しており、①町内会・自治会などによる地域こども会、②学校・PTAなどによるPTAこども会、③行政機関・児童館などによる施設こども会、④部落解放運動・農民運動などの部落こども会、宗教団体による日曜学校こども会、篤志家・有志による善意こども会など種々に類別されている。それぞれ特色があり、目的・内

容も異なるが、課題も多い。世話人や指導者の不足、少子化による会員不足、親・地域住民の理解欠如、財政など組織維持に関する課題、受験勉強や部活動などの時間的制約、指導行政機関の多元分散など活動を阻害する問題点は、枚挙にいとまがない。

以上に述べたように、近世・近代をへて現代にいたる「こども組」・「こども会」の変遷を概説したが、本来はこどもの自主的活動の場であるはずの「こども会」が、社会環境の変化や大人の介入などによって変質し、その活動を青少年期の不可欠な教育としているかどうかが問題点である。生涯学習が叫ばれている今、自然体験や社会参加はもちろんのこと、伝統文化の継承や地域の活性化、高齢者・障害者など弱者に対する思いやりとボランティア活動の実践までを含め、広範囲にわたる学校外教育の充実が重要課題である。

なお、「こども会」と同様に学校外活動を推進してきた種々の青少年団体があるが、これについては参考として後述したい。

視点を変えて、「こども会」活動を側面から助成してきた親や学校・地域住民が推進してきた社会運動が「子どもを守る運動」である。自立していくこどもの社会的権利をどのように国家保障しなければならぬか、昭和22年(1947年)の児童福祉法制定と施行を機にわが国ではG.H.Q.の助言もあって金森徳次郎を議長とする236名の児童憲章制定会議で2年の歳月をかけ、昭和26年(1951年)5月5日に制定された。この起草には1922年に成立した「世界児童憲章」、1924年の国際連盟総会で決議・採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣言」、1930年の「アメリカ児童憲章」などが参考にされている。憲章の基本理念は総則で「児童は人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童は、よい環境のなかで育てられる」という3基本的人権とその社会的保障をするための義務・権利を標榜した綱領的宣言とで成り立っているが、法律と異なり、拘束力はない。その後、1948年第9回全米児童会議で「全米こどもの権利宣言(子ども法典)」が採択され、1959年11月20日国際連合第14回で「子どもの権利宣言」が決議・採択された。また、1979年を宣言公布20周年記念の「国際児童年」と定め、すべての国々のこどもの幸せを一層推進するための種々の企画が実施され、日本でも国際母親会議・シンポジウム・国際児童演劇祭など多彩な取り組みがもたれたが、いまもって課題は多い。古今東西を問わず、子どもを守る運動は母親を除いて考えることはできない。わが国でも、1954年3月1日ビキニ環礁でのアメリカによる水爆実験で被災した第5福竜丸事件をきっかけに原水爆実験反対運動が思想信条を超えてたかまり、翌昭和30年(1955年)6月7日から3日間にわたって、第1回日本母親大会が東京で開催された。この大会は、全日本婦人団体連合会の平塚らいてう、高田なほ子、丸岡秀子、羽仁説子らが中心となって各界に呼びかけ、婦団連・日本子どもを守る会・婦人民主クラブ・生活協同組合婦人部・民

主医療機関連合会・日本教職員組合婦人部・総評など労組関係団体をはじめ、東京を中心とする地域団体も含めると約 60 団体を超える参加があり、2000 人を超える女性が全国各地から集まった。「母の名において死から生命を守り、憎しみから友情を守り、戦争から平和を守るために団結して行動しよう」という世界母親大会のアピールのもとに、婦人問題に限定せず、「平和と子ども、生命とくらしを守る」という共通の願いをスローガンに、女性の立場から社会的に訴えていく画期的な集会となった。その後、婦人問題はもちろん政治・教育・公害・消費税問題など多岐にわたって取り組んできたが、1966 年第 12 回大会には総評など数団体が組織として不参加になったり、第 26 回大会以降は総評・日教組が不参加という状況になるほどの紆余曲折を経たにもかかわらず、年々盛会となり、昭和 62 年（1987 年）の第 33 回神戸大会では、4 会場、43 分科会、参加者 2 万 4000 人という規模にまで成長した。

母親の学習機会が拡大し、父親も仕事第一主義でなく、時に子育てや家庭維持の積極的担い手となり、父親と母親との地域のボランティア活動の参加などにより、とかくありがちな母親の過保護・過干渉も減少するであろうし、家庭内の親子関係にも好材料を提供することになる。少子・高齢化社会という現代では、子の成長に伴う親離れより、両親の子離れのほうが課題が多いのではないだろうか。しかし何と云っても、こどもを守る運動では親……とりわけ母親の果たした役割は大きい。国連の「子どもの権利宣言」や「児童憲章」など国家の児童政策に対して、父母・教師・婦人団体・青年団体等の各界民間人がこどもの人権保障と環境整備を目的に問題提起した要求運動が、「こどもを守る運動」であるといえよう。その第一は憲法で保障されているはずの「こどもの教育を受ける権利」は教師（学校）と父母（家庭）・住民（地域社会）が地方自治体や国家にもとめていく幅広い国民運動である。第二には、理念だけではなく、その権利の完全保障のため国家や地方自治体の児童政策で、教育・文化・健康・福祉・人権などの改善と向上を推進させていく具体的要求運動であり、最後に「こどもの権利」の確立と維持のため、日本国憲法の理念である平和と民主主義を守るという大衆運動として展開してきたものである。この運動の中心になった全国組織が「日本子どもを守る会」で、昭和 27 年（1952 年）長田 新（教育学者・心理学者）を初代会長として結成された。

さて、中段に登場してきた日本の青少年団体であるが、一般には中央青少年団体連絡協議会に加盟している次の 22 団体で、参加青少年の総数は約 1470 万人を超えている。順不同であるが日本キリスト教青年同盟・日本キリスト教女子青年会・日本赤十字社青少年赤十字団・ボーイスカウト日本連盟・ガールスカウト日本連盟・日本青年団協議会・日本ユース・ホステル協会・日本郵便友の会・修養団青年部・日本友愛青年協会青年連盟・日本

健青会・全国農業青年クラブ連絡協議会・日本海洋少年団連盟・全日本鼓笛バンド連盟・日本青年連盟・日本BBS連盟・日本体育協会日本スポーツ少年団・モラロジー研究所青年部・日本青年ユネスコ協会・全国子ども会連合会・ハーモニイセンター・青少年友好協会であり、すべて地方団体の全国組織（連合）である。中央青少年団体連絡協議会は、昭和26年（1951年）ボーイスカウト日本連盟など6団体で発足し、3年後には世界青年会議（WAY）に加入して国際交流の輪を広げて組織拡大し、平成2年（1990年）永年の目標であった社団法人化が実現した。「青少年団体及び青少年育成団体の活動を充実・発展させるとともに、わが国における青少年の文化・スポーツ，社会意識の高揚を図り，青少年の健全育成と社会公共の発達に寄与する」という設立趣旨どおり，その活動は一層充実して現在にいたっている。最近の活動にみられる特色は，文部省（現文部科学省）の青少年ボランティア促進事業に連帯した活動展開や，全国25か所で実施された青少年ふるさと学習特別推進事業などが顕著であり，これは国庫補助事業に指定されている。事業内容は①ふるさとに学ぶ（郷土についての総合的な学習），②ふるさと運動（郷土についての総合的な学習に基づく実践活動），③ふるさと学習発表会（ふるさと学習及び運動の成果を市民・青少年に幅広く普及・周知するための発表会）の3本柱で構成されている。1988年度からは，自然生活へのチャレンジ事業も加わり，全国各地に国立・都道府県立の青少年施設を設置し，心豊かでたくましく生きることができる青少年の育成が重視されてきた。

これ以外にも長い伝統をもつ連合組織に日本青年団協議会がある。毎年，全国青年問題研究集会を開催し，女子青年の活動・農村青年の当面している諸問題など実践活動から派生する時宜を得たテーマで継続してきたが，近年は参加者の減少が課題になっている。

また，長い年月にわたって継承されてきたこども会も，時流には逆らえず，少子化の影響から維持・継承できない地域が多くなっているという問題点が派生している。これらの課題解決の重要性を指摘して，その対応策についての提起は次の機会に述べてみたい。

#### 引用参考文献

- 1) 柳田 国男「子ども風土記」（定本柳田国男集21）筑摩書房 1942
- 2) 住田 正樹「子どもの仲間集団と地域社会」九州大学出版会 1985
- 3) 全国子ども会連合会「月刊子ども会」（1980～バックナンバー）